１／６

相続土地国庫帰属の承認申請書

令和　　　年　　　月　　　日

　水戸地方法務局長　殿

　　　（提出先：水戸地方法務局）

　１　承認申請者　　氏　名

　 　 　　 　住　所

　２　承認申請に係る土地

　　　　　所　在

　　　　　地　番

　　　　　地　目

　　　　　地　積　　　　　　　㎡

　３　承認申請に係る土地の所有権登記名義人

　　　　　氏　名

　　　　　住　所

　４　添付書類

　　　（必須書面）

（１）承認申請に係る土地の位置及び範囲を明らかにする図面

（２）承認申請に係る土地と当該土地に隣接する土地との境界点を明らかにする写真

（３）承認申請に係る土地の形状を明らかにする写真

（４）申請者の印鑑証明書

（遺贈によって土地を取得した相続人の必須書面）

（５）相続人が遺贈を受けたことを証する書面

　 （承認申請者と所有権登記名義人が異なる場合の必須書面）

（６）土地の所有権登記名義人（又は表題部所有者）から相続又は一般承継があったことを証する書面

２／６

（任意書面）

　固定資産税評価額証明書

　承認申請土地の境界等に関する資料

　その他（　　　　 　）

　５　審査手数料　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

　６　承認申請に係る土地の状況　　別紙のとおり

　７　その他

(1)　私は、水戸地方法務局が、審査に当たって承認申請に係る土地の状況を確認する目的で、当該土地の固定資産課税台帳の情報（土地の所在・地番、現況地目及び現況地積（課税））を地方公共団体から取得することを承諾します。

　はい

（2） 私は、本承認申請に係る土地の所有権が国庫に帰属した場合、国庫帰属後に土地を管理する国の機関によって、私から国の機関への所有権移転の登記嘱託が行われることを承諾します。

　はい

（3） 私は、水戸地方法務局が、本承認申請に係る土地を有効活用する観点から寄附受付の可能性等を確認するため、関係する国の行政機関、地方公共団体や土地の有効活用に資する団体等に対し、本承認申請に係る情報（承認申請があった旨、承認申請に係る土地の所在・地番、承認申請者名、承認申請に係る土地の位置及び範囲を明らかにする図面・承認申請に係る土地と当該土地に隣接する土地との境界点を明らかにする写真・承認申請に係る土地の形状を明らかにする写真）を提供することを承諾します。

　はい

本件申請の内容は真実に相違ありません。

相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律（令和３年法律第２５号。以下「法」という。）第２条第１項に基づき、上記のとおり、申請します。

　　　申請者　 　住　所

　　　　　　　 　 氏　名

　　　　　　　 　 連絡先

　３／６

　（申請書の作成を資格者が代行する場合）

承認申請書作成者

　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　氏　名

　　　　　　　　連絡先

４／６

（別紙）　承認申請に係る土地の状況について

　建物の存する土地ではありません。（法第２条第３項第１号）

　担保権又は使用及び収益を目的とする権利が設定されている土地ではありません。（法第２条第３項第２号）

　【森林の場合】森林組合等への森林経営委託契約等の管理や経営に関する委託契約を締結している土地、入会権・経営管理権が設定されている土地ではありません。（法第２条第３項第２号）

　通路その他の他人による使用が予定される土地ではありません。（法第２条第３項第３号）

　【森林の場合】他人による使用が予定される林道、登山道が含まれる土地ではありません。（法第２条第３項第３号）

　土壌汚染対策法第２条第１項に規定する特定有害物質により汚染されている土地ではありません。（法第２条第３項第４号）

　境界が明らかでない土地その他の所有権の存否、帰属又は範囲について争いがある土地ではありません。（法第２条第３項第５号）

　崖（勾配が３０度以上であり、かつ、高さが５メートル以上のもの）がある土地のうち、その通常の管理に当たり過分の費用又は労力を要するものではありません。 （法第５条第１項第１号）

　土地の通常の管理又は処分を阻害する工作物、車両又は樹木その他の有体物が地上に存する土地ではありません。（法第５条第１項第２号）

　除去しなければ土地の通常の管理又は処分をすることができない有体物が地下に存する土地ではありません。（法第５条第１項第３号）

　隣接する土地の所有者等との争訟によらなければ通常の管理又は処分をすることができない土地（隣接所有者等によって通行が現に妨害されている土地）ではありません。（法第５条第１項第４号）

　隣接する土地の所有者等との争訟によらなければ通常の管理又は処分をすることができない土地（所有権に基づく使用収益が現に妨害されている土地）ではありません。（法第５条第１項第４号）

　【別荘地の場合】別荘地管理組合等から管理費用が請求されるなどのトラブルが発生する土地ではありません。（法第５条第１項第４号）

５／６

　【森林の場合】立木を第三者に販売する契約を締結している土地ではありません。（法第５条第１項第４号）

　土砂崩落、地割れなどに起因する災害による被害の発生防止のため、土地の現状に変更を加える措置を講ずる必要がある土地（軽微なものを除く）ではありません。（法第５条第１項第５号）

　鳥獣や病害虫などにより、当該土地又は周辺の土地に存する人の生命若しくは身体、農産物又は樹木に被害が生じ、又は生ずるおそれがある土地 （軽微なものを除く）ではありません。（法第５条第１項第５号）

　【森林の場合】適切な造林・間伐・保育が実施されておらず、国による整備が追加的に必要な森林ではありません。（法第５条第１項第５号）

　国庫に帰属した後、国が管理に要する費用以外の金銭債務を法令の規定に基づき負担する土地ではありません。（法第５条第１項第５号）

　国庫に帰属したことに伴い、法令の規定に基づき承認申請者の金銭債務を国が承継する土地ではありません。（法第５条第１項第５号）

私は、本承認申請に係る土地の状況について、上記のとおり、法第２条第３項に規定する申請をすることができない土地及び同法第５条第１項に規定する帰属の承認ができない土地に該当しないことを確認しました。

申請者氏名

６／６

収入印紙貼付台紙

|  |
| --- |
| 収　入  印　紙 |